

福井県丹南広域組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年4月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合職員の勤務時間に関する条例（平成2年福井県丹南広域組合条例第2号。）、福井県丹南広域組合職員の休日および休暇に関する条例（平成2年福井県丹南広域組合条例第11号。）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関しては、越前市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年越前市規則第 号。）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。